

2月8日(日)は、日高町議会議員一般選挙の投票日です

平成27年2月12日任期満了に伴う日高町議会議員一般選挙は2月3日に告示、2月8日に投票を行います。

町議会は、住民のみなさまから選挙によって選ばれた町の高議決機関です。毎年4回招集される定例会と必要に応じて開かれる臨時会において、条例の制定や改正、予算の決定、決算を認定するほか、町政についての調査、住民のみなさまからの請願や陳情を受けたりする重要な機関です。

私たちの代表を選ぶこの選挙は、私たちの生活と極めて密接な関係にあり、正しく代表者を選ぶことは、これからの明るく住みよい町づくりを行うための重要な選挙です。
投票日には、みんなそろってきれいな1票を投じましょう。

投票時間

投票日の投票時間は、次のとおりです。

投票時間 午前7時～午後6時

選挙権のある方は？

選挙人名簿に登録されている方が、投票できます。

名簿登録されるのは、平成7年2月9日以前に生まれた日本国民で、平成26年11月2日以前に日高町に転入し、引き続き3か月以上、日高町の住民基本台帳に登録されている方です。

また、選挙人名簿に登録されていない方も、2月7日までに町外へ転出された方は投票できません。

投票日に投票できないときは期日前投票を！

2月8日の選挙当日、仕事や旅行、外出などの理由により、どうしても投票所へ行けない方

は、あらかじめ期日前投票をすることが出来ます。

★期日前投票のできる期間
・2月4日(水)～2月7日(土)
・時間：午前8時30分～午後8時

投票入場整理券をご持参のうえ、期日前投票所(日高町役場内)で投票してください。

郵便で不在者投票する場合 ～郵便投票制度～

身体に重度の障害があり、歩行が困難なため投票所に行くことができない方は、自宅など現在いる場所で投票用紙に記載をし、郵送する方法で行う郵便投票制度が設けられています。

II郵便投票制度を利用できる方II

身体に重度の障害があり、「身体障害者手帳」または「戦傷病者手帳」を交付されている方で、ある一定の障害を有する方および介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方で、どちらも「郵便等投票証明書」の交付を受けた方です。

投票用紙の請求期限は、2月4日です。この請求をされるときは、「郵便等投票証明書」が必要です。あらかじめ、町選挙管理委員会で「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。

詳しくは、日高町選挙管理委員会(☎633・2051)まで。

人権相談・行政相談。 心配ごと相談合同 相談所開設のお知らせ

2月16日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター2階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎633・2751)まで。



75歳以上の方のお出かけを応援します

高齢者
外出支援事業

町では、高齢者の方が元気に安心して、買い物や通院などをしていただけるよう、バス・タクシー利用料金の一部を助成しています。是非ご利用ください。

助成額および有効期限

- ①お一人につき、年間1万2000円分を助成券で交付します。
- ②利用者証および助成券の有効期限は、交付した日から平成27年3月末までです。



対象者

- 町内に住民登録を有する75歳以上の方
 - ※（注）・年度途中で満75歳になられた場合や転入された場合は、その翌月分から利用可（但し、助成額は月割り交付となります）。
 - ・日高町福祉タクシー券助成事業の助成を受けている場合は、重複して利用することはできません。



ご利用方法

- ①利用されるご本人が、利用料金のお支払いの際に「利用者証」を乗務員に提示のうえ、助成券をお渡しください。
- ②利用できるバス、タクシーは、下表の事業者です。

■タクシー会社

御坊第一交通	☎63・2002	印南交通	☎42・0105
川上タクシー	☎24・0200	南部タクシー	☎0739・72・2133
中紀河南タクシー	☎24・1001	介護タクシーふくしん	☎20・5272
港タクシー	☎65・3100	愛あいケアタクシー	☎20・1090
御坊有交タクシー	☎22・4141		

■バス会社

御坊南海バス	☎22・1020	中紀バス	☎65・2222
--------	----------	------	----------

**野焼きは法律で
禁止されています**

「近所でごみを燃やしている、煙で困っている」、「ごみの焼却で灰や燃えかすが、田んぼに入っている」などの苦情が多く寄せられています。

家庭でのごみの焼却は、近隣の人に迷惑を掛けるだけでなく、ダイオキシン類発生や火災の危険など、さまざまな問題となっています。

ドラム缶・ブ
ロック囲い・素
ぼりの穴を利
用したものや、
法で定められた構造基準を満た
していない焼却炉などによる焼
却は、法律で禁止されています。

家庭ごみは焼却せずに、決めら
れた収集日に分別して出してく
ださい。

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却などは、法律で例外的に認められています。焼却量や時間帯、風向きなどを考慮しましょう。

